

第2回

V F M評価に関するワーキンググループ 議事録

日時：平成18年10月27日（金）

10：00～12：00

場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

山内座長 おはようございます。早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

第2回のバリューフォーマネー評価に関するワーキンググループを開催させていただきます。

今日のご出席状況なんですけれども、小幡委員と松本委員のご都合によりご欠席というふうになっておりまして、他の委員につきましてはすべてご出席でございます。

それでは、内容に入りますけれども、前回でいろいろご議論いただいたんですが、その中で一回一回議論をまとめて次にいく橋渡しをするというようなことになりました。それで、今日はその方針に従いまして、第1回目で議論しましたことを事務局に資料1のとおり内容をまとめていただきました。それで、各委員の賛同が得られればですけども、毎回このような形で議論の内容をまとめていければいいというふうに考えております。

それから、議事録ですけども、議事録を公開ということが基本的に原則ですけども、ただ、前回の議論の中で、委員からこのまま出すのかいかがかと、こういう議論がございましたので、議事概要と議事録につきまして、これは本日お持ち帰りいただいた上で、後日事務局よりご連絡する期限までにチェックしていただきたい、こういうふうに考えております。

こういう方針で進めたいと思いますけれども、内容に入らせていただきますが、資料1でございます、資料1は先ほど言いましたように前回の議論のまとめということですが、配付資料の確認をした上で資料1についてご説明願いたいと思います。よろしく願いたします。

荻野参事官補佐 それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の方にお配りしておりますまず資料1の1枚紙の両面刷りのもの。

資料2も1枚紙で両面刷りのもの。

それから、資料2の別添といたしまして、ダブルクリップでとめておりますもの、表紙に仙台市と書いてあるもの。

それから、最後に参考資料といたしまして、クリップでとめておりますもので、これは前回のワーキングでお配りしております資料1から3まで。1が今後の進め方、2が分科会でもお出ししておりますこれまでの議論を取りまとめたもの、それから参考資料3といたしまして、過去の論点を精査していただいたもの。

その後ろに参考資料4といたしまして、前回の議事録の案。

それから、最後に参考資料5といたしまして、議事概要の案というものをつけさせていただいております。

資料の方、もし過不足等ございましたらご連絡いただければと思います。

それでは、資料1の方のご説明に入らせていただきます。

資料1は、山内先生の方からもお話がございましたとおり、前回第1回のワーキンググループの議論を事務局の方で整理させていただいたものでございます。整理に当たりましては、1番のVFMの位置づけというものと、裏面のVFMの源泉というものに大きくまとめられるのではないかと思います、そのように整理をいたしております。その大きな二つに分けまして、前回出ました論点を集約、整理したものとなっております。

順次読み上げに近い形ですけれども、ご説明させていただきます。

1、VFMの位置づけに関しましては、まず第1点目に、VFMとは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、すなわち行政サービスとしてどうして必要なのかという観点から、また、アフォーダビリティの観点から実施可能か否か等の観点からVFMの議論とは別に行うべきものであるというご議論がございました。

これに関連いたしまして、例えば、民間提案だからアプリアリにVFMがあるというの誤りであって、民間提案であってもVFMの議論とは別に必要性の議論を行うことが必要であるというご指摘がございました。

また、VFMについてそもそもどのように位置づけるべきかというのを整理するべきであるということでありまして、その具体的な中身として参考とすべきこととして、まずイギリスでは、VFMの考え方が変わってきており、現在ではバリューは定量的な支払い（費用）で見るべきものではなく、定性的なものの評価も含んだ費用と質の最適な結合から生まれるとの考え方をとっているというご指摘がございました。

またフランスでは、事業を行うことについては、基本的に民が優れているということを前提としており、VFMは参考数値であって、定性面で判断しているというご紹介がございました。

また、イギリスとフランス両国ともに、VFMの計算の意味については、はVFMの計算を通じてライフサイクル全体の骨格について関係者のコンセンサスをまとめていくところ、また、このコンセンサスに従いモニタリングを行うところにあるとしているというふうに考えられているというご指摘がございました。

位置づけの最後ですけれども、VFMの不確実な前提の上に組み立てられた合理的な期

待値であり、保障値や絶対値ではあり得ない。公共施設等の管理者等はこのようなV F Mの位置づけにつき正確な理解をもって、みずからが組み立てたV F Mについて説明責任を果たすことが求められるというご指摘がございました。

裏面にまいりまして、2番目のV F Mの源泉に関してでございます。これに関しましては、次の4点のようなご指摘がございました。

一つ目は、V F Mの源泉は何かということをきっちりと把握する必要がある。V F Mの源泉の要素としては、現物の単価、サービスの単価、組み合わせのメリット、ライフサイクル、早期実施、リスク分担等が挙げられるというご指摘がございました。

2点目は、このうち、現物の単価、サービスの単価等は競争性が高まるにつれ、マーケットプライスに収斂していくこととなるので、今後個々にV F Mの源泉を求めにくくなると考えられる。むしろライフサイクル全体を民間にゆだねることがV F Mの源泉の大きな要素ではないかと考えられる。いずれにしても、我々は、どこでV F Mが出るかということについて整理し、今後のスキーム設計に役立てていく必要があるというご指摘がございました。

3点目は、このようにV F Mの源泉について考えてみると、評価される時点も重要な論点となり、ポストアプレイザルについて検討していく必要がある。ただ、この場合、要求水準未達であれば債務不履行となりものであり、何を基準としてポストアプレイザルを行うかにつき検討する必要があるというご指摘がございました。

4点目に、V F Mについて考える際、誰のためのバリューか、納税者のためか、あるいは受益者のためかということも検討する必要があるというご指摘がございました。

この大きな二つにまとめられると考えておりますけれども、その他といたしまして二つの論点があったのではないかと考えております。

一つ目が、地方公共団体のP F Iの指針のV F Mの記載を見ると、ダイバーシティ（多様性）がある。このような多様性が生じた要因等についてもチェックをしていく必要があるというご指摘がございました。

二つ目といたしまして、会計監査の場合、会計基準という理論をまとめたものをブレークダウンした実務指針やQ & Aがあって初めて評価を行うことが可能となる。V F Mについてもこのような実務指針的なものを出していく必要があるのではないかとご指摘がございました。

資料1については、以上、このように取りまとめさせていただいたところでございます。

以上です。

山内座長 ありがとうございます。

前回の議論をちょっと整理して、ある意味体系的にまとめ直したところですが、これについてまずご議論願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。何かご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ、お願いいたします。

美原専門委員 1点だけ、多分恐らく事実誤認で後から言われますので、文章をちょっと修正した方がいいようなところがございます。

1のフランスの評価に関してですが、「基本的に民が優れているということを前提としている」と、断定的な表現でございますが、今現在フランスの大蔵財政省、ミネフィが出している公文書の中でこんな表現はありません。

それと、例えば全体の評価の位置づけ中で教条的でないことは確かです。ですけれども、今年6月にミネフィはまず何をしたか。詳細に経済モデルを出しています。この目的はMOPと呼ばれる伝統的な調達方法とPPP、官民協働計画の比較です。そのための詳細なマニュアルを出して、英語はありません、フランス語です。ですけれども、教条的でないことは間違いない。ただ、かなり精緻な仕組みとして比較をとらえていることは間違いないし、民が優れているというふうには私は書かない方がよろしいのではないかと、もっと別の表現でフランスのお考えを表記したらいかがでしょうかと思います。

山内座長 光多先生どうぞ。

光多専門委員 私もちょうどそれを言おうと思っていたんですが、ちょっとこれはどうしてこういう、民が優れているというのかわかりませんが、官と民との事業が判断基準としてバリュフォーマネーが絶対ではなくて、様々な他の要因で判断しているわけなので、バリュフォーマネーは参考数値までという位置づけではないか。ただ、この中にはPSCの把握の蓄積というのがないというのが非常に大きいんじゃないかなという感じがいたします。

それから、イギリスで、これは単なる文章ですが、「バリューは定量的な支払い（費用）で見るべきものではなく」と、明確にここで一応否定して、それで費用と質で最適ですが、定量的な支払いのみで見るものではないという形だと思うんですね。どうも最近日本で、イギリスでは価格だけじゃなくて質だけでやっているよ、絢爛豪華なPFIが出ているというのは非常に私は懸念を持っておりますので、費用のことを完全に否定するような表現は少し違うかなと思います。

山内座長 2点ご指摘いただきましたけれども、いかがでしょうか。1点目から片付けましょうか。一つはフランスのところで、「基本的に民が優れていることを前提としており」という、ここの記述がちょっと書き過ぎであるというご指摘。これは単純に削るといふ形でよろしいですか。

美原専門委員 いいと思います。教条的に考えていないことは間違いありません。

山内座長 ではこのところは「基本的に民が優れていることを前提としており」という文章をとって、「VFMは参考値であって、定性面で判断している」と。

もう一つは、光多専門委員のご指摘の、もう一つ上のパラグラフですけれども、「現在では、バリューは定量的な支払い（費用）で見るべきものでなく」ではなくて、定量的な支払いといいますか、費用の方も重要な面があるので、「のみ」という言葉を挿入した方がよろしいんじゃないかと、こういうことですか。これでいかがでしょうか。よろしいですか。

高橋委員 それを踏まえて、よろしいですか。

山内座長 どうぞ。

高橋委員 三つ目のところですが、「両国ともに」と書いてありまして、「両国ともに」というところが、まとめているところというところととらえればそれはそれでよろしいんだと思いますが、VFMについてそもそもどのように位置づけるかということはまさに日本の話になってくるわけですね。そうしますと、実はVFMの位置づけの最初のところでありました必要性の議論ではなく、効率性の比較をするということになるわけですが、公共性等で必要になった事業について官で行うのか民が行うかという判断のときの一つの基準である、こういうことであると思うんですね。漠然とコンセンサスということではなくて、コンセンサスを得るための一つの基準であると、こういうことなので、三つ目ところは前段が「両国ともに」と書いてありますから、後段で我が国においても必要な公共事業について従来どおり、または民間というか、言い方はちょっとあれですが、PFIで行うかどうかの判断を行う基準にさせていただくという言葉が入った方がいいんじゃないかと思います。これだと何か位置づけがはっきりしないと思いますので。

山内座長 今おっしゃったのは、三つ目の黒ポチの矢印三つが、これはイギリスとフランスのことを主に言っているんだけど、そもそも黒ポチのバリューフォーマネーについてそもそもどのように位置づけるか整理すべきであるという中に入っているの、これは日本についてもここのところに記述があって、そのところをはっきりさせておいた方

がいいんじゃないかと、こういうご意見ですか。

高橋委員 いきなりモニタリングにいっちゃうと。モニタリングの前に位置づけというのをはっきりあると。

山内座長 わかりました。

光多専門委員 すみません。少なくともフランスでは、VFMの計算を通じて関係者のコンセンサスをまとめていくということはやっていないです。

山内座長 なるほど。そうすると、若干ここのところは文章の修文が要りますが、どういたしましょうか。今ここでやってもいいんですが、ちょっと時間があるかという気もするんですが、やりますか。

美原専門委員 先にいつていただいた方がいいと思います。

山内座長 そうしましょうか。

それでは、そのほか、いかがですか。

どうぞ。

町田参事官 先ほどの美原専門委員のご指摘を踏まえますと、フランスでは定性面で判断していると、この「定性面」のところは残しておいてもよろしいんですか。

美原専門委員 相対的な重さの問題なんですよ。だから、定量評価をやっていないということじゃないんですよ。フランス人はああいうの大好きですから。ただ、英国みたいなものすごく教条的に、常にバリューフォーマネー、そういった型ぶりではないし、常に評価は必要と。もちろん定量化評価も必要、ですけども、教条的に考えていないというのはやはりいかにもフランス的に、バランスよく考えているということがポイントなんです。ちょっと文章の表現の仕方のみでございまして、どちらにも偏らない方が実態をあらわしているんじゃないかと思えます。

高橋委員 よろしいですか。そういう意味では、あるいは余り先入観を持たずに、このVFMは参考数値であって、定性面で判断しているというふうに書いてしまいますと、あくまでもプラスマイナスあるけれども、定性面が優れていれば決めちゃうよというようなケースまで受け取られかねないので、ちょっとこのつなぎのところは気をつけていただいで。

山内座長 具体的な修正はまた後ほど皆さんにサーキュレートして、それで、いただいた意見をまとめるという形にして。

そのほか、よろしいですか。

今日なんですけれども、前回のまとめと同時に、基本的には今日もフリーディスカッションをしていただいて、VFMに関する基本的な問題点を議論していただくんですが、前回、地方公共団体がいろいろ指針を出していて、そこでどういうふうにVFMが扱われているかというようなことを一度レビューしてみたらどうかというご意見がありました。その中にはかなりすぐれた内容のものもあるというようなことですので、事務局にその辺をお願いいたしまして、今日は資料2にその内容を取りまとめていただきましたので、まずこれをご説明いただいた後にまたディスカッションをしていただきたいと思います。資料2についてのご説明、よろしく願いいたします。

荻野参事官補佐 それでは、資料2と資料2別添に基づきましてご説明させていただきます。

まず資料2の方をごらんください。

前回のご指摘を受けまして、事務局の方でこの時間で可能な範囲で取りまとめたものがございます、方針としては資料2にあるような方針で作業をいたしておるところでございます。

まず一つ目、対象でございますけれども、現時点で公共団体において全庁的なPFI推進のための指針、ガイドラインとか、基本方針とか、名前はいろいろございますけれども、そういうものについてホームページ上で公表されているものについて一応61団体ございまして、それをざっと見たところでございます。

その中で、抽出の基準といたしましては、抽出の指針の中で一定のまとまりを持ってVFMに関して記載のあるもの、単純にVFMの計算をすとか、そういう部分は入れていないんですけれども、そういうまとまりを持ってVFMに関して、あるいは特定事業の選定に関して記載がある部分についてピックアップしました。

その内容を分析というか、チェックいたしましたところでございますけれども、その結果といたしましては、まず一つ目は、これはボリュームとか記載内容についてはかなりばらつきがあるということでございます。

二つ目ですけれども、内容につきましては、先ほどの61のうち43につきましては、国のVFMのガイドラインとほぼ同様な記載がそのまま写されているような内容になっておりまして、それ以外の18については、国のガイドラインを越えたというか、それに付加された記載がございました。

その18の指針の該当部分のコピーをしたものが先ほどの資料2の別添でございまして、

概要について表にしたものが資料2の裏側の一覧でございます。この一覧につきましては、団体名、ガイドラインの名称、それから、後ほどご説明いたします、全体の中身を見まして分類いたしましたので、その分類がございまして、備考欄にはどういうことが書いてあるかという内容を簡潔にまとめたものでございます。その後ろに別添のページが振ってございます。

資料2の表側に戻っていただきまして、内容に関して6つプラスその他という形でございますけれども、7つに事務局の方で分類してみましたので、それを簡単にご説明させていただきます。

まず一つ目ですけれども、のところ、導入可能性調査におけるVFM算出に関する記載があるものということで、この中には二つ大きくございまして、仙台市と鈴鹿市の分につきましては、導入可能性調査におけるVFMをどう考えるかという記載がございました。大阪府と名古屋港のものにつきましては、導入可能性調査の前段として地方公共団体が自前で予備的な検討をするに関する記述があったものでございます。

具体的にちょっと中身を見ていただければと思いますが、資料の別添のまず7ページの仙台市でございます。

例えばここにおきましては、VFM評価の確定までの流れということでございまして、導入可能性調査段階、特定事業選定段階、落札者の選定段階におけるVFMの評価が導入可能性調査では暫定値であって、特定事業の選定段階では確定になるというようなことが書かれてございます。

資料2別添の99ページをごらんいただきますと鈴鹿市の該当部分がございまして、100ページを見ていただきますと、上から3行目に、「ここでのVFM及びリスク分担の検討は、導入可能性調査の根幹となるものであり」というふうに導入可能性調査におけるVFMの位置づけが記載をされているところでございます。

それから、次、大阪府の方ですけれども、35ページをごらんいただきますと、ここでは導入可能性調査の前段といたしまして、予備的に大阪府の内部で検討するというステップが書かれてございまして、上から7行目のところに、この段階では簡易で暫定的な試算を試みるということが記載されてございます。

名古屋港管理組合も大阪府と大体同じような記述になっているところでございます。

次に でございますけれども、はVFM評価上の留意点に関する記載ということでございまして、例えば一定の事業規模が必要であるとか、感度分析が必要であるというよう

な、VFMの算出や算出結果の取り扱いに関して記載があるものでございます。

具体的に見ていただければと思いますけれども、まず23ページの足利市の例でございますけれども、ここでは、(1)、(2)、(3)というふうに項目が書かれておりますが、例えば(1)のところでは、VFMの達成のためには一定以上の事業規模が必要であるという記述でございますとか、(3)でVFMの評価や適切なリスク分担等に関するデータの蓄積が必要であるというようなことが書かれているということでございます。

次、67ページをごらんいただきたいんですけども、これは福岡市の例でございますが、これはPSCとPFILCCの取り扱いのようなことが書かれておりまして、67ページの第3段落のところをごらんいただきますと、PFILCCについては主に受注するSPCの支払い構造をイメージすることが多いのですが、概念的には行政部門の支出に着目してVFMの比較を行うべきであるため、PFILCCは行政部門からの「サービス対価」と「行政部門の事務経費」を想定すべきであるというようなこと、PFILCCの取り扱いの考え方について記載がなされています。

また、68ページをごらんいただきますと、これも福岡市の例でございますけれども、真ん中の方に感度分析が必要であるというようなことが記述されているところでございます。

次、90ページをごらんいただきたいんですけども、これは金沢市の例ですけども、VFMの算定に際して、事業収支の計算をするときに、市、民間事業者、金融機関等、おのおののプレーヤーの経済的合理性が確保される状況を整備させる必要があるというふうな記載がなされております。そのことをこの下の図で示されているのが特徴的かなというふうに考えております。

それから、113ページをごらんいただきたいんですけども、これは鹿児島県の指針なんですけれども、ここでは、PFIにより実施することの定性的な評価例ということで具体的な項目が挙げられておりまして、効率的な維持管理・運営の実施ということ等が記述されているところでございます。

次、にまいりたいと思いますけれども、はVFM算出に当たっての実務的な留意点に関する記載ということで、国のガイドラインで書いていることをより具体的に記載されているものでございます。これは数はたくさんあるんですけども、大体書かれていることは同様でございますので、例といたしましては、仙台市のものを見ていただければと思うんですけども、13ページをごらんください。

13ページから17ページまで関連のところがあるんですけども、ここにありますように、

P S Cを計算するときとか、P F I L C Cを計算するに当たって、具体的にどういうわけ
でと項目、検討内容があるかということブレイクダウンして具体的に記載しているとい
うことでございます。

また、17ページをごらんいただきますと、割引率をどうしたらいいかというようなこと
に関して記述がございます。ほかの公共団体も、この の部分に関しましては、多少の記
述の相違はございますけれども、大体同じようなことが書かれているところでござい
ます。

次に ですけども、P F I 業者の採算性指標に関するものということで、I R Rとか
D S C Rの具体的な指標の考え方とか、算出方法について記載されているものでござい
ます。これも数は8つございますけれども、大体同じようなことが書かれておりまして、こ
れもちょっと仙台市の例を見ていただきますと、19ページをごらんください。

ここにP F I事業の事業採算性の検討ということで、採算性の検討に当たっての目安と
して具体的に1から4まで挙げられている。ここにありますように、プロジェクトI R R
ですとかD S C Rとかを具体的な数値も含めてどのように考えていけばいいかというこ
とが記載されているところでございます。

次に でございますけれども、リスクの定量化に関するものということで、具体的なリ
スクを示して、その計算方法等に関して示されているところでございます。

この例で、まず大阪府、34ページをごらんいただきますと、リスクの定量化に関して、
具体的に、下の方ですけども、(1)から(3)まで、考えるべきリスクの内容が示さ
れておりまして、工期の遅延とか工事費の増加、災害の発生という点に関しましてど
のように考えていったらいいかということが記載されているところでございます。

11ページをごらんいただきたいんですけども、これは仙台市の例ですけども、仙
台市の場合はさらに具体的な方法として、真ん中の方にございますが、リスクマトリックス
を利用してリスクの定量化に関して考えているということに関する記述がなされてい
るところでございます。

次、 番でございますが、シミュレーションフォーマットに関するものというところ
でございまして、これは先ほどの最初の とも関係があるんですけども、大阪府の場合は
導入可能性調査の前に予備的に府内部で検討するというステップがあるということござ
いまして、36ページをごらんいただきますと、導入可能性調査の予備調査の段階で府の職
員が自分で大まかにV F Mの計算をするためのモデルケースが示されておりまして、こ
ういうものを参考にして試算をしていくということが示されているところでござい
ます。

最後に、 ということで、ここはその他の的なものでございますけれども、この中には、一つ目はV F Mの発生要因、源泉について記載されているもの。それから、二つ目にP F I事業の定性的評価、必要性のようなことに関して記載があるもの等がございます。

一つ目のV F Mの源泉に関するものでございますけれども、44ページをごらんいただきますと、これは新潟県の例でございますけれども、V F Mの源泉ということで、P F Iによる追加発生コストであるとか、P F Iによる新たなコスト削減の要因に関しまして、具体的にその内容が示されているところでございます。

これと同様なんですけれども、69ページをごらんいただきますと、これは福岡市の例で、ちょっとコピーが若干見づらくなっておりますけれども、同じようにV F Mの増加要因あるいは減少要因というものを示されているところでございます。

その他の2番目がP F I事業の定性的評価の必要性に関するものでございますけれども、一つ目が、3ページをごらんいただきますと、これは仙台市の例ですけれども、定性的効果の評価に当たっては、P F I導入によって民間に期待することや従来から改善を図りたい点等について明確に整理することが必要であるということが記述されているところでございます。

また、66ページをごらんいただきますと、これは福岡市の例ですけれども、中断のV F Mの考え方の一番下の最終段落の方に、V F Mを使って評価をするときには、市民のコンセンサスの確認とか、行政部門の責務としての政策判断がより重要であることを念頭に置いていく必要があるというような指摘がなされているところでございます。

その他、今二つ申し上げましたけれども、さらにそのほかに、5ページをごらんいただきますと、従来手法とP F I方式の財政支出のイメージということで、従来の手法とP F I手法に関してどのように支払いが、また支出がなされていくかということを図に示してわかりやすくするようにしている工夫があるのかなというふうに考えてございます。

この分類等につきましては、若干時間等の都合もございまして不十分な点もあると思っておりますので、またご指摘を踏まえましてさらに分析等をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、前回のご指摘に従って地方自治体の指針をざっとかなり具体的に見ていただいて、今の取りまとめということになってわけですけれども、基本的には今回もバリュー

フォーマネーの基本的な考え方についてご議論いただくということですが、今の資料等もご参考にしながらご意見を賜りたいと思いますが、ここから先はフリーディスカッションということでよろしくをお願いします。何かご発言ございますでしょうか。どうぞ。

美原専門委員 なかなかおもしろいデータだと思います。ですけれども、我々をつくった人たちですから、何を考えているんだと、見方が違うんですね。実は私も似たようなことを勉強していて参考になるんですけれども、明らかに自治体の中ではものすごくプラスアルファで考えた人がいます。

例えば、東の横綱は恐らく仙台市で、西が福岡市でしょう。どこに着目したかといいますが、まず整理の仕方としては、従来のような考え方と評価のあり方、それとテクニカルティがありますよね。テクニカルティは詳細議論ができると思いますけれども、まずは全体の大きな考え方、procedureに考える、評価は何かと。例えば1の問題、ここをディスカッションした方がいいんじゃないかと思うんです。

私は最近見ている、いくつかの政令指定都市の中で非常におもしろいなと思ったのは、一種の多段階的評価をしているんです。明確にこれはやっていないですけれども、例えば特定事業評価にいく前の導入可能性調査をどういうふうに位置づけるかというのは、実はここで単純にまとめられるほど単純にはなっていないわけです。ものすごく精緻な仕組みになっていて、一種のゲートウェイプロセスみたいなものを行っています。というのは、なにがなきゃいけないのか。例えば、市役所の中には、企画する人、お金を持っている財政課、施設整備を考える人あるいは現業の人、そういう人たちがどういう段階で何を考えてどういう評価判断基準を設けて導入可能性調査をするのか。それをやったときに、それをどういうふうに評価するのか。そのときにどういう形で特定事業評価とか、実施方針にいくか、実はこういうprocedureの中において評価判断基準が明確にゲートウェイとして存在しているわけですね。ということは、常にPFIではないルートと比較しながらチェック段階をもっていこうという形になると思います。

ですから、これを見ているとおもしろいな思ったのは、国の考え方にはない考え方をしているのは、三つの段階で評価をとらえている。一つは概算評価、暫定評価です。ただし、暫定評価といってもかなり真剣にやらなきゃいけないのは、例えばスキームの差とか、いろいろな差がありますよね。いろいろな選択肢をここで詰めなければ一挙に特定事業評価にできるわけない。恐らくその評価をしながら、導入可能性調査というものをものすごく詳細に位置づけています。その評価判断をして、それから初めて実施方針をして特定事業

評価をする。これは確定評価といっているんです。この確定評価が終わってもまだもう一回あって、それを確認評価といっていますね。落札者が決定しそうなときに、本当に今までの前提でバリューフォーマネーがあったんだらうか。この三つの評価を明確に位置づけて、PFIではないルートというものを常に位置づけている。これは非常に新しい発想じゃないかと思います。私は多段階評価は恐らくこうあるべきだろうと言っていますけれども、現実にベストプラクティスではこういう考え方が実際になされている。それは各段階を明確に位置づけて、ガイドラインにはない導入可能性調査の位置づけを明確にして、そこに判断基準を設けることによってより位置づけて、次の法律上要求されている特定事業評価に結びつける、こういう考え方ですね。非常に新しい発想じゃないかと思います。そういう前段階をどういうふうに位置づけるかという考え方、ゲートウェイプロセス的に評価判断基準を設ける考え方、これは国のガイドラインにはありません。

もう一つおもしろいなと思ったのは、スクリーニングコンセプトというやつでして、これはいろいろな考え方があるんですね。例えば、20ぐらいの団体でやっていますけれども、一種の限定的なユニバーサルテストで、どういうふうな案件が今回はできるだろうという形で、例えばいろいろな考え方があるわけですがけれども、初期投資で切る、大きさを切る、年間維持管理費用総額で切る、総事業費で切るという形で、一定のスクリーニングがあったものはまず評価のプロセスを通しましょうと。その評価のプロセスで判断基準を設けた上でPFIかそうでないかというのを考えるようなprocedureを持っていきましょうと。

例えばこういうのをルール化している地方自治体があるわけです。こういったものを前段階のprocedureと絡んでどういうふうにするかというのは非常に実務レベルでかなりベストプラクティスに足り得るような、吸い上げてもいいような考え方が既にマーケットでは行われているんじゃないかというふうな気がいたします。特に前段階の判断基準のあり方、物事の考え方とか、行政府がどういうふう動くんだらうか、こういったものは今まではない考え方ですね。

もう一つ、似たような考え方を見つけたのは、福岡市が類似的な考え方ですね。ロングリストからショートリストにいく段階で、情報開示しながら、対象をオープンにして、第三者機関も入れながら、市の判断基準というものをどう合理的にいくかというのをオープンにしながらやっていくようなシステム、これも類似的ですよね。何を対象にして導入可能性調査をやるのか、それをオープンにしながら、変なアイテムがPFIに行かないよう

な仕組みを市民に見せつけているようなprocedureというのも、これも新しい考え方じゃないかと思います。前の段階でどういうふうにするのか、そこに評価基準というものを設けて多段階的にゲートウェイプロセス的なものを考える。これは考えとしてはおもしろい考え方じゃないかと思います。それを結果的に特定事業評価を確定評価としてとらえて、確認もしましょうねと、これは事業者が決まったときに本当に正しかったのか否か。その概算評価というものにフィードバックする形でまた次の新しい案件をやるときに勉強しよう、こういう考え方をとっています。こういったものは一部ベストプラクティスで考えてもいいんじゃないかと思うんですね。

いろいろ申しましたけれども、まず大きな評価のprocedureとか考え方、この辺のところをちょっと議論した方がいいですねと。テクニカルティーはいろいろ確かにご指摘のとおりいろいろとありますね。こういう二つのやり方のうちに、まず評価の全体のprocedureを考えたらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

山内座長 今の美原専門委員会のご指摘は、例えばフィージビリティスタディというのを一つの段階ととらえるというのは、仙台とかやっていて、福岡の場合はロングリストからショートリストにだんだん絞っていくようなプロセスですか、それと情報開示をやっていますよね。それで、その中でバリューフォーマネーがどのように位置づけられるかというようなことでしょうか。

美原専門委員 そうですね。例えば福岡ではアウトラインビジネスケース、全くイギリス的なことをやっているんですが、要は導入可能性調査と特定事業評価を一体としてとらえていて、ばらばらじゃないんだと。一定程度の評価はやはりスキームと考える、選択肢を絞りながら、最終的に特定事業評価をやっているんですよ、これがバリューフォーマネーなんですという形ですから、ばらばらにとらえていないわけですよ。仙台市の方は、一応主体が前にいっていますね。アップフロントでたくさん仕事をやりましょうと。それを確認する作業で特定事業評価をやる、こういう考え方になっているわけです。ですから、ちょっと考え方が違うということです。

山内座長 プロセス全体の議論がやはり必要となるように思うんですね。そうすると、プロセスについてのいろいろガイドラインとかあって、全体を一緒に議論しないといけなくなっちゃうと思うんですね。今、バリューフォーマネーをどういうふうにするかということを考える全体として、プロセスについても変化したときにバリューフォーマネーはどうあるべきだと、そういうことをあれですかね。

美原専門委員　そうですね。これをまとめた方がいいのは、例えば前回、必要性、効率性の判断とか、実はそういうものがなくなるような仕組みを実務的に皆さん考えておられるよね、こういう自治体はしっかりしているよねという実例でもあるわけなんです。ですから、何である非常に突然PFIが出てくるんでしょう。なぜこれがPFI、そういうように考えて、起こらないような仕組みに庁内とか情報公開をしながらシステムを考えていく。評価をしていく。その評価そのものがバリューフォーマネー評価なんです。ですから、かなりアップフロントで評価をとらえながら、それを精緻化して検証していくプロセスがなされていていっているよねと、こういうふうに見るわけですよ。これはなかなか頭のいい考えだと私は思いますよ。

前田委員　美原さんおっしゃるとおりで、変化率が一番高いところに一番多額の資本を投下して、一番削減をする。それでいいと思うんです、私は。実社会では、可能性調査のときにお金が見つからないものだからできていないんですよ。そこのところをどうするんでしょうねというのが実務的に越えないとだめな壁だから、やるとしたら僕は美原さんがおっしゃたことに全く全面的に賛同するわけです。今のやり方でいくと、そもそも事業モデルが違うやつでVFMの計算をやっていますから、各種調査のところで相当しっかりやっておかないと、画餅ですよ、数字は。それは賛成なんだけれども、そうすると、相当強いメッセージを出して、そこのところにしっかりした予算をつけるわけです。

美原専門委員　それをやっている自治体がいるのを実は発見しました。仙台もそうですね。今までは事業部がFSの予算、そうじゃない。もっと認めてあげようと。一定の判断基準を設けて、これはやはり公共工事をやるべきか検討の価値がありますといったときは予算は別途やるわけです。事業部に強制しない。今までの考えじゃなくて、それは予算をつけてあげましょうねと、こういうふうなprocedureというのはいい考えだと思いますね。

前田委員　だから、それがスクリーニングコンセプトとおっしゃった、その問題でしょう。一定の基準を設けて、ちゃんと予算もつけて、そうそう、わかりました。

光多専門委員　予算をつけちゃうと何か外部の監査に一括発注して可能性調査のバリューフォーマネーの計算を任せるといった形になっちゃいかねないので、予算をつけるのは必要なんだけれども、使い方をちゃんとしないと、今までやっている可能性調査の弊害というのはやはりあるわけですよ。やはりだから実際に自分たちがこういう形でやっていながら、コンサルタントを適宜うまく使って、もちろんその中にはお金が要るわけですよ。

うけれども、そこのやり方、お金の使い方、これがやはり必要だと思いますね。

美原専門委員 私、しつこいようですけれども、実は仙台市の第3版、先週出たんです。1カ月間私レビューしていました。だから知っているんで、えこひいきかもしれませんけれども、今先生のおっしゃったことは詳細に書いてある。どういう形で使うのか、なぜこれを使うのかそこが大議論で、お金の支出に対しても当然バリューがあるべきだと。だからコンサルタントの評価のあり方とか、仕事のあり方、バリューフォーマネーの評価はどうやっていくんですよというのを全庁的にコンセンサスを得て、三役まで上げて、本当にこれ予算使うんだと、じゃあコントロールをどうやってやるんだ、そこまでを踏まえた上でやりましょうと書いていて、それでもしVFMが出なければ元に戻してしまう、こういうプロセスなんですよ。それが表になっているマニュアルとか、指針というのは僕はいいと思いますよ。普通そこまで地方公共団体の人たちは情報開示しない。自分たちは何を考えているのかしない。でも他人の地方公共団体はこんなことやっているって参考になりますよ。こういうふうによれば私たちが市長を説得できるかもしれないというのは非常におもしろいコンセプトで書いています。内部的な手続を書いたのは、私が見たのは仙台市が初めてです。内部的な手順が書いてある。

山内座長 非常に貴重なご指摘であれなんですけれども、ただ、さっきちょっと申し上げたかったのは、要するにプロセス全体を議論しないと今のお話は明確にならないではないかということです。バリューフォーマネーのことをやっていて、バリューフォーマネーをどこに位置づけるかという議論の中で、しかし、前段階のフィージビリティスタディをきちんとする、それでバリューフォーマネーを考える。そのことと、特定事業選定が連動するわけです。きちんとバリューフォーマネーを考えていかなきゃいけないというようなことでここでは考えていけばいいんですかね。

美原専門委員 ですから、ここでは単純になると思いますよ。こういう考え方は必要だよ、こういうプラクティスもあるよねという形で、何が必要条件になるよね、後はprocedureが考えてねということになると思います。ですけれども、それが前提になってバリューフォーマネーにどうつながっていくか、その前提条件のあり方とか多段階的な評価につながる。そこだけを押さえれば私はこのワーディングでいいんじゃないかと。

前田委員 前回のまとめでは2.の部分と連動しますね。

美原専門委員 そうです。

山内座長 要するにポストアプレイザルの話は前回も出て、ここでもまとめの中に入っ

ているんだけど、プレはプレで、何かそういうような位置づけをどうするかということですね。そのほかいかがでございましょうか。この問題でも、どうぞ。

土屋委員 PFIも随分件数が出てきていまして、PFIをこれから検討するところ、あるいは幾つかやったけれども、価値が見出せるのでやりたいというところはあると思うんです。そのときに、我々やっている側から見ると、かなりの部分は蓄積があって、PFIのパターンというか、類型というか、そういうものも固まってきている部分もあるんじゃないのかなと。それから、新しくいろいろな試みがあってチャレンジする、あるいは新しい類型が出てくるところもあるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そんな中で、やはり実務のことを考えると、そうはいても、実務がスムーズに進捗する、それから、時間とお金の問題、先ほど前田弁護士も言われていたと思いますので、そういったところもやはり一定の配慮が必要かなというふうに思います。

そうすると、美原専門委員のお話であれば、プロセス、手順、それから内容ということなんですが、そういったものを整理するときに、片方、案件の方としては、案件の種類あるいは類型、それから規模、こういったものとのリンクで今おっしゃっておられる目的だとか、あるいは手順であるとか、内容であるとか、そういうものを整理していけば、かなりかたまっている内容の類型については、そうはいてもそれほどいろいろなことを考えずに、ある一定の枠組みの中で時間とコストを節約しながらできるんじゃないのかなというふうにちょっと感じました。

山内座長 かなり、私も幾つか審査員をやらせていただいて、類型というのは確かにあるように思います。さっきの病院の案件なんかでも幾つか出てくる中で、病院独特のPFIのあり方みたいなことがわかってきて、それを例えばバリューフォーマネーなんかでもどういうふうなところに力点を置いて見ていくのかなんてということがよくわかるようになってきた。特に病院の場合なんかは、今日のまとめの中にもありますけれども、質的な面がかなり重要なので、そういったところできちっとバリューフォーマネーがはかれるようにするにはどうしたらいいのかというようなことがポイントだなと思いますね。

土屋委員 今病院の話が出たので、民間で応募する側としてどういうふうに見えるかという、やはり病院だから内容が一律じゃないと思うんですね。各病院の事情であるとか、あるいは病院経営の考え方によってはかなり大胆にいろいろなことを民間に委託しようというお考えのところもあるし、そうじゃなくて、ここのところは自分たちがやるから、限られた部分、限定的な部分については民間に委託する。ただし、その部分は相当民間委

託のメリットを出したい。いろいろな類型があると思うんですね。ですから、私が申し上げているのは、一つは大きくくりの類型ということなんですが、もう一つは類型の中でどういふふうに分類なり整理できないかと。それは主には形というよりは発注者側の意図だとか、そういうところも大きく影響するんじゃないのかなというふうに感じております。

山内座長 それと同時に今日のさっきの取りまとめにもありましたけれども、バリューフォーマネーの源泉みたいなところで、今おっしゃったように、どういう形の民間調達をするのかということが、これと連動してきますよね。

高橋委員 このワーキンググループの役割は、バリューフォーマネーの計算をどうするかというのが直接的な問題、課題であって、以前に出ていた13年7月のガイドラインというのどちらかというバリューフォーマネーを計算するという前提でできているわけですね。

その以前の段階をどういふふうにとらえるかといいますと、まさに美原専門委員ご指摘のように、そもそも公共事業をやるのかやらないのか、それをどのようにやるのか、あるいはどのぐらいの規模でどのぐらいの金をかけてやるのかというのがそもそもあるわけですね。実は、基本方針の8要件の第1の公共性原則というふうに書いてありますが、かなりあいまいで、はっきりと具体的な中身を書いていないんですが、実は本当はそこが一番重要なんですね。だから第一に挙げたわけです。ということは、バリューフォーマネーの技術的な議論はこのワーキンググループでやるわけですが、ぜひとも報告なり何らかを出すときには、その以前にそもそも論でまずそれぞれの管理者が主体的に公共事業をどうとらえ、どうするのかということをもまず議論を深めておいて、それからPFIの過程に入るという。

プロセスでいいますと、PFIのプロセスというのは、PFIの最初のところから始まっていないわけですね。その前の段階が実はあって、それは実はバリューフォーマネーと全く関係なくはないわけですね。実は資料1の最初のVFMの位置づけの一番最初にバリューフォーマネーの議論とは別異に行うべきものと。バリューフォーマネーあるなしは確かにそうなんですが、バリューフォーマネーの一方の要素、PSCとか、そもそもどのぐらい金をかけるとかというのは、そもそもきちんと公共事業として行うかどうかの過程ではっきりと把握すべきことなんですね。

ところが、残念ながら、現在の制度でいきますと、公共会計といいますか、これは会計のご専門の方もおられますから何ですが、基本的には報告書法規のキャッシュフローを見

るような予算、決算制度の中で出てくるのが、それだけでいいというものなんです。バリューフォーマネーの計算の過程になってきますと、どうしても企業会計、複式簿記の視点からのコスト把握、そういうものが入ってくるわけですね。そうすると、そのところが断絶してしまうわけです。だから、いきなり公共事業をやろうと決めて、これが仮に従来型のキャッシュフロー計算書ですね。今ある企業会計でやっているキャッシュフローの計算じゃありません。単にお金が出ていく、あるいは入ってくる、入ってくる方は税金だけですから、事業に関しては出ていくだけの考え方だと、バリューフォーマネーの計算に入るときに断絶があるんです。これは実際に公共財政の財務諸表を見られたらわかりますけれども、正直いって我々はよくわかりません。企業会計の目から見ますとどうしてなのかはつきりわかりません。そういう異なる次元のものが同時に出てきて、そこで比較しても本来あるべき比較ができないんだらうということは、私は実はことあるごとに少しずつは申し上げてきたんですが、PFIの導入の効果というのは、公共事業をどう効率的にやるかだけじゃなくて、実は公共事業全体のあり方についてそれぞれご担当の方々の考え方がどう変わっていく、それに影響を及ぼすだらうと、こう申し上げているわけですね。

それはなぜかという、今テクニカルに比べて比較が可能になるようにしても、本当に皆さん、仙台市の人でも福岡市の人でも非常に勉強なさっておられること自体は非常に大事なことなんだろうと思います。つまり、今回のPFIの研究の中で、前段階までは触れることは多分少なくてもいいんだらうと思いますが、そのつながりが大事であるということだけは必ず入れてほしいというのが、そもそも公共事業として取り上げるかどうか、公共性原則を満たすかどうかというところの段階からPFIへ入ってくるバリューフォーマネーの計算をして決めていこうという方向性を出すときのつながり、ここは欠かせないんだということから少なくとも始めないといけないんじゃないかと思っております。先ほど美原専門委員が、あるいはほかの方がおっしゃっているように、非常にそのところは重要なところなんだろうと思いますし、今後、現場の皆さんがいろいろ事業を取り上げてバリューフォーマネーの計算に入るときに、実は管理者側の主体的な動きから主導するんだということにつながるんだらうと思います。

宮本専門委員 前回ちょっと都合が悪くて来られませんでした。

まず、今、高橋委員が言われたみたいに、いわゆる事業評価といいますが、そちらの方が先決であるというのは多分皆さんご理解いただいていると思えますし、ことあるごとに私なんかも特にインフラ絡みでいけば、そこが一番肝心なものですから、申し上げている

ところであります。

ここでのバリューフォーマネーの考え方は、PFI対従来型というような感じで位置づけられていると思うんですけども、例えばハイウェイエージェンシーなんかのとらえ方は別にそういうとらえ方じゃなくて、事業をいかに効率よくやるのかという形でバリューフォーマネーマニュアルなるものができているんですね。バリューフォーマネーマニュアルというのは、別にPFI事業だからやるというんじゃなくて、ある一定規模以上の道路事業だったらやるのが原則だということで、その一つの調達手法としてPFIがあるというような位置づけでとらえてそれを実施しているというようなところがあります。ですから、先ほどの美原さんが言われた多段階でくるような話もその中で一つのアプローチとして、VFMのアプローチとしてあるんじゃないかなというふうに考えられます。ここでどのぐらいのターゲットといいますか、目標を持っていくのかということだと思んですけども、やはり前のガイドラインで即計算をとというわけにはなかなかいかないレベルだとは思いますが、ある程度こういう形でやれば一応それなりのことが出てくるよというようなマニュアルに近いようなところを意識してやるのか、あるいはもう一度前のガイドラインの考え方というところを見直していくのかというところでかなりアプローチも変わってくるのかなというふうに思うんですけども。

ですから、ここで今日比較していただきました今日本でやられていること、これは非常にためになりましたし、すごいいい資料だと思うんですけども、それなりに、私が知っているのは道路関係しかありませんけれども、それなりのマニュアル的なものがイギリスではほかの分野でもあるかと思しますので、そういうこともちょっと参考にしながら、それはそのままこちらの方に輸入できるわけではないと思いますけれども、referenceとしてそれを見ながらどういうふうにマニュアル的なものをつくっていくのかというアプローチも一つはあり得るのかなというふうに思っておりますけれども。

山内座長 さっき高橋さんが言われた、今回の資料の取りまとめの1のところの、そもそも必要性の議論、公共性原則、このところをどういうふうにバリューフォーマネーと結びつけるのかというのは結構私自身もいろいろ考えたりするんですけども、例えば今宮本さんがおっしゃったような公共事業なんかだと、費用対効果分析をして、それで社会的な便益が社会的なコストを上回る、それが少なくとも必要条件ですよ、特定の事業をやることについての。

それで、我々なんかそういうところがまずは必要性の議論の第一歩かなというふうに思

ってしまして、もしもそれをやるんだったらば、次にフィージビリティとしてどういう形でできるのかという、それはロングリストからショートリストに絞り込んでいくとか、あるいはもうちょっと限定されていけば、幾つかのフィージブルな方法論の比較であったりして、こういう形で具体的に進んでいって、それは手法として公共の事業といいますが、例えば自治体であれば、自治体が直でやるのがいいのかというぐあいでのやりかた、方法論としてはこういうことに絞り込んでいく。私のイメージの中ではものすごくそういう流れなのかなというふうに思っていて、フィージビリティスタディの前に恐らく、例えば公共事業でやっている費用対効果分析、あるいはもっと広い意味でいうと行政評価上の効果分析ですよ。要するに、アウトカム指標を使って、それに従ってインプットとの比較でもってこれが本当に有効なのかどうかという比較、これがあって初めてそういう方向でいくのかなと思っているんですね。

そういう流れでいうと、さっきおっしゃった公共側の、いわゆる官庁会計における本来の意味での社会的なコストを把握できない、例えば複式簿記との関係における齟齬みたいなもの、それというのは、恐らくフィージビリティとか、あるいはもう一つ前の段階でいうと、公的な意思決定の中での費用対効果の中の費用というのは実際は何なのかと、こういうところで関係してくるんじゃないかな。

高橋委員 ものすごく関係してきますね。ただそこの接点は絶対必要であるんで、共通の要素をもってきて比較しないとバリューフォーマネーは出ないんだということになるわけですね。

山内座長 前回も今回もそうですけれども、前回伊藤さんがご指摘になった実務的にきちっとやれるようなものをつくらなきゃいけないというのが一方であり、その背景にまたそういう、ある意味で理論的なところでどうきちっとするか、そういうことを今回バリューフォーマネーのまとめをする中できちっとしなきゃいけないということですかね。

美原専門委員 先生の言うとおりだと全く私も思います。でも、実務的に見ていておもしろいなと私最近思っているのは、特定事業評価というのはある日突然出てくるんじゃないかと、やはり実施方針のためには、特定事業評価というのは実は流れとしてとらえている、実務家の方々は。流れの中でとらえながら、最終的に特定事業評価にいくということは、実は本当にやらなきゃいけない前提条件を前の方でやっているんじゃないということなんですよ。その流れを正確にとらえて、procedure的にもとらえながら、これは評価の一部なんですよということで、何かばらばらにあるようなものではないということじゃない。

その中で、山内先生がおっしゃっている全体の中に位置づければ、なるほどこういうふう
にやっているんだねというのは実務的にはわかりやすいような気がいたします。

前田委員 さっき申し上げましたように、可能性調査の段階、その前の基本構想があっ
て、基本計画があって、全部それが積み上がって、5年ぐらいたってようやくPFIに入
っていくわけですよ。ところが、どれぐらいお金をかけているのかということが一つ問題
点で、もう一つは、事業モデルが変わって、伊藤さんがおっしゃっているような、きつ
とやるとしたらフィージビリティの中で全部コスト構造を例えば確定させたとか、そうい
うことをやらないと、先に向かって件数的には出てこないんだけど、そこまでやれない
んですよ、今。もしもごろっとかえるとすると、どういうふうにすればいいのかなとい
うことはものすごく感じるんです。

特に病院の場合なんかは事業がすごく大きいので、通常とるような予算では恐らく2億
円ぐらいをかけないと可能性調査ができないはずなんですよ。それをものすごく低い金額
でやっているの、どうしたって実施方針出した後でどたばたと打ち合うんです。また例
を出していえば、要求水準書をつくる時に、コンサルタント、専門のやつを入れて、業
務分析をやって、業務の内容をつくりかえて、それで事業モデルをつかって単価を積み上
げていくとやる必要があるんだけど、ほとんどそこはできていないわけです。設計に
しても、行政側の建築事務所が設計協議をやった上でさらにやるかどうかを問わないと出
てこない。そこまでやらないと、VFMというのは、まとめて書いてくださったような合
理的期待値とはいかないんですよ。漫画みたいなものにしかならないわけですよ、言葉
は悪いですけども。だから、そのことをどうするのか。そういうことがあるので、
土屋さんがおっしゃったみたいに、病院なんかの場合は形が決まっていないので、もの
すごく触れ幅が大きくて、それに従って、入札公告したらどうしてもフレていますから、大
変だと思います。ちょっとそのところをきちっとしめていかないと難しいと思います。

山内座長 今の議論で、バリューフォーマネーは位置づけをもう少し今までと違った見
方が必要だということで、前段階の話もあれば、前回出てきたポストアプレイザルの話も
あるので、そういうことをきちんとしてみましょう。その場合に、具体的にどういうことが
重要になってくるかということですね。

前田委員 参考資料3で第1回の議事録というのが資料なんですけれども、これはよく
できているんですけども、これで僕はいいと思うんですけども、今日皆さんおっしゃ
ったのは、時系列でもう少し考えてみなきゃだめじゃないのと。プロセスで考えてみな

やだめじゃないのと。皆さんそうおっしゃるけれども、お金がつかないんですと申し上げているだけで、そうすると、結構、そういうふうになれば、伊藤さんおっしゃっておられるような、僕会計のことはよくわからないんですけども、どの辺でどれくらいお金をかけて精緻化するのかというのが出てくるわけですよね。そういうのじゃないと企業会計もきつとないんですよ、始めのところ。

伊藤専門委員 大変難しく、実務指針をこれを出しても、形の具体的な事例を示しても、数字を正しく拾ってこれなければ、箱だけ立派につくっても判断のための正確な数字の提供にはならないんだなという難しい問題があるんですけども、地方公共団体の会計のあり方も今のままではなくて、段々変化していくこともありますでしょうし、いろいろこういう考え方も変化させることを前提で、いろいろそういう含みを置いた上で、大ざっぱではあっても最低限の枠組みを示していくような考え方を適宜実情に合わせて変更するとか、考慮に入れる事項を含めるとかというような形で何らかの結果を出せばいいのではないかと考えております。

山内座長 今まで大体出てきたような議論をかなり踏まえると、かなり正確なものが求められるんだけど、今おっしゃったようになかなかうまくいかない。でも一応形はちゃんとつくっておくことが重要だと思いますね。

そのほか、いかがですか。

土屋専門委員 前田先生のお話の中で、特に病院の例を出されて、そもそもまず既存の、あるいは公共の今やっていることの分析だって非常に難しいですよ。それから、それを外に出す際にどうやって出せばいいのかというのは、これもなかなかいろいろ考え方もあるし、選択肢もあるし難しいですよということになると、結局VFMを評価する土台をつくること自身が非常に難しいというお話に聞こえちゃうんですね。施設をつくったりとか、かなり客観的に、あるいはお金ではじけるものは確かにそうなんでしょうけれども、サービスなんかの場合には表面的な委託費が仮に安く見えても、求めるサービスと合致しなければ結局は価値がないという話になっちゃう。

そうすると、意見じゃないんですけども、ちょっと疑問、あるいは問題意識として思うのは、そういった官側でもなかなかどうやらせたらいいかわからないようなものを、運営重視型が多いんでしょうけれども、PFIに乗せた場合に、結局は提案をしてもらってから、あるいはある程度ここがよかろうという選定をしてからさらにネゴをする、そういうようなプロセスも出てくるんじゃないのかなと。ネゴした結果、あるいは民間提案をき

ちっと具体的に把握した結果、結局価値がなかったねという可能性もあるのかなというふうに感じました。だから、それを制度的に乗せると入札方式じゃだめですから、プロポーザル方式にして、優先交渉権者という形でその辺の事後の確認だとかネゴをやるのかなと。でも、最悪の場合にはPFIとしてのメリットがないからその事業はキャンセルだと、そういうふうになりかねないのかなというふうにちょっと感じました。

ただ、そうすると、行政もそうなんですけれども、民間は特にそのプロポーザルなりコンペに応じるための準備、それから時間、コスト、これは膨大なのでかなり厳しいかなと、そういうふうに思いました。

高橋委員 今、土屋委員のお話で注釈が必要なのかなという点が2点ございまして、一つは多段階という、多段階方式、今議論になっていますけれども、その中身、先程来美原専門委員がおっしゃっていたのは、多段階という場合の多段階はどちらかということと事業全体を見てだんだん煮詰めていくということで、その過程で例えばコストが削減されるとか、サービスの内容がよくなるとか、そういうことを含めて段々進んでくるというイメージでおっしゃっていたのかなという気がしますけれども、一方で、3年ぐらい前から、多段階のやり方で事業者を決定していくよという意味での、非常にこれは狭義の多段階といったらいいかと思いますが、これは今土屋専門委員がおっしゃったように、入札コストが高いので勘弁してくれというのが動機での多段階での選抜方式ということの意味かなと思いますね。そこをちょっときちんと分けてといいますか、意味の違いというのをとらえて議論をすべきではないかと思うんですね。

もう一点は、運営重視型の事業ということの中で、箱物と運営重視型と、簡単に言えば二つの大きなジャンルで見られることが多いんでしょうけれども、PFIというのは、そもそもバリューフォーマネーがないとやらない、キャンセルだということではないですね。土屋専門委員がおっしゃっているキャンセルというのは、要するにVFMがないからPFIでやらないというだけの意味かもしれませんが、事業そのものをやるとすれば、PFIでやらないとすれば、公共自身が責任を持ってやるということであって、あくまでもバリューフォーマネーが出るか出ないかということで事業をやめてしまうということではないという前提で議論を進めないとちょっと誤解をしてしまうのかなと思います。

ちょっと2点だけ指摘させていただきます。

光多専門委員 土屋委員がおっしゃったような形を、民間がその方がいいということであれば、そういうこともあり得るのかもしれませんが、本当にやった場合には、今、高橋

さんがおっしゃったように、民間の方の入札コストをどうするかという話で、そうすると、マーケットが混乱する可能性もあると思うんですね。やはり民間の方に結果的にはバリューフォーマネーの計算のために入札していただくような話というのは、民間の方がそれでよければいいんですけれども、本当にそれで民間の方がそういう形で納得されるのかなという感じがいたします。

ちょっと今議論が少し、今日は少し広げているということなので、そういうことでいいんでしょうけれども、少し、一つは事業の必要性和効率性の話をどこまでどうするのかという話の一つで、必要性、効率性、確かにそれは相互に作用していくんでしょうけれども、基本的には必要性の中のどの辺までバリューフォーマネーで関係するのか、私は基本的には必要性というところまで入ると大変になっちゃうので、やはり効率性というところに重点を置いてやらないと、どこからスタートするのかというのが第1点ですね。

2番目がバリューフォーマネーの目的をきちんとしないと、要するに官と民とのどちらが事業をやるかという判断の指標とするのか、例えばバリューフォーマネー自体が要求水準書とか選定基準とか、いろいろなそういうところにつながっていくという形でのバリューフォーマネーという位置づけなのか、バリューフォーマネーを何のためにやっているのかというのが2番目ですね。

3番目ですが、バリューフォーマネーの制度の問題ですね。確かに相当お金をかけてがっちりやらなきゃいけないかもしれませんが、事業によって違うと思うんです、さっきおっしゃったように。だから、どの程度までの制度であるのか、本当に何億円もかけてバリューフォーマネーをがっちりやるべきものもあるでしょうし、それぞれの事業においてバリューフォーマネーの検討の制度がやはり違うと思うんですね。だから、今申し上げたのは、要するに、必要性和効率性の議論の中でどういう分野をバリューフォーマネーを検討してやるのか。2番がバリューフォーマネーの目的ですね。3番目がバリューフォーマネーの制度、こういうところをやはり議論として整理しなきゃいかんかなと思います。

前田委員 すみません、私がちょっと全然わかっていないから。B/Cでなさるときにどういうふうな事業にするのか、そういう事業、個別事業の詳細まで検討なさるんですか。

山内座長 基本的にはそうです。例えば、一番わかりやすいのは道路だったら、どのレベルまでやるんですかね、基本計画レベルというのは具体的にいうと、どの路線がどの道を通ってぐらいまでやるんですかね。

宮本専門委員 普通やるのはF S段階ですから、道路の個別の50メートルぐらいずれる

ようなイメージで結ぶような形で、その経済効果はどれぐらいで、経済評価はどれぐらいかというのを、難しいと思いますけれども。

前田委員 僕が伺いたかったのは、そこで基本計画をつくられた、それが相当しっかりしたものであれば、それをベースにしてP S Cをきっと出すんですかね。そのところの連動が僕ちょっとわからないんですよ。

山内座長 公共事業の道路みたいなのは、割合比較的簡単なやつはそういうことになると思うんですけども、例えばいわゆるサービス、オペレーション重視型のP F Iのようなものになると、単純な費用便益分析ではないですよ。その費用対効果分析といたって、アウトカム指標とそれに対するインプットのコスト指標をやるわけですね。そうすると、そういうレベルの分析は具体的なイメージ、要するに道路でやっている基本的な計画みたいなものまではいかないです。大体こういう事業をやったときに、これこれこういう便益が出ますねという列挙方式で、一方で、コストについてはある意味では非常に丸まったというか、掴みというか、そういうものを出す程度にしかいけません。

ただ、それも恐らく、あえて弁護しておきますと、かなり大ざっぱな比較ではあるけれども、例えばそれを情報公開するとか何とかという形のプロセスを経ることによって、その事業の必要性が確認されていくということだと思います。だから、通常のフィージビリティ、次の段階だと我々は考えていて、次の段階のフィージビリティまでいくとかなり細かい話になるんだろうなと思います。

宮本専門委員 従来の費用便益分析の考え方においても、いわゆる事業リスク的なことは余り入っていないんですよ。だから、そういう意味でいけば、P S Cにそのまま使えるというレベルではないというふうに私は考えます、そういう意味では。

それと、そこでの財務費用と経済費用の関連がちょっとわからないところがまだまだあるので、そこをどういうふうに対応させるのかというのは重要な課題ではあると思います。

ついでながら、このバリューフォーマネーが客観的にデータがあれば計算できるようなイメージがちょっとあるような感じもするんですけども、ハイウェイエージェンシーなんかの彼らと話していたら、バリューフォーマネーも高めるようなアプローチの中でそれこそリスクのワークショップなんかをやって明確にリスクをidentifyして、その結果としてバリューフォーマネーが高まっていくということなんですよ。だから、そういう意味でいけば、データを集めてそれを計算するというんじゃなくて、バリューフォーマネーを高める過程が重要である。その中で、ここのリスクを特定化し、そんなこといったって、

そんな厳密に統計資料があるわけじゃないんですけども、それなりに大・中・小の世界だけれども、大・中・小でもオーダーを決めて議論しながら、最終的にはこれぐらいの幅だとか、どこが5%アットリスクだとかというような形の計算値は出してくる。だから、最後はそういうところで議論した結果としてバリューフォーマネーといいますかPSCとのそういう比較ということが出てくると思いますけれども、その過程においてバリューフォーマネーを高めているというところがかなり重要なアプローチじゃないかなというふうに私は理解しています。

光多専門委員 バリューフォーマネーを高め、バリューフォーマネーの検討の中でいろいろなリスクをどうやって処理していくのか、そのために幾らこれはコストがかかるのかということ積み重ねていきますから、バリューフォーマネー自体が非常にアクティブなんです。単に数字を比較するだけじゃなくて。

山内座長 さっきのFSなんかの細かい段階で経ていくというのは、ある意味別の見方からすると、そういうことをやっているという見方はできるわけですか。

美原専門委員 やろうと思えばできますね。本来だったら対話という形で並行して、宮本先生が言っているように、リスクを特定化しないFSの中に取り込んでいくんでしょう。本当はそれはできるはずなんですよね。入札前なんです。それだけ案件の認知度が官民正確にリスクとか案件というのは評価できるようになるし、それは結果的にPSCとかバリューフォーマネーに反映する、その価値をみんなでシェアするんだと、こういうことじゃないでしょうか。

山内座長 それはバリューフォーマネーを改善するプロセスだというふうに証明しているというふうに思う。ただ、前田さんが言っているのは、それを本当に本気でやるとお金がかかるよということで、それは本当に事実だと思います。

光多専門委員 お金の話を始めると、お金がないからやめるかという話だし、私自身は実際にイギリスなんかでやっているときに、そんなにめちゃくちゃお金がかかっているわけではない。やはり行政の人たちがどういう形でやるのかという形を実際に検討しながらやっているわけなので、すぐお金、お金という話で、お金がないから我々はやらない、難しいんだという形ではないんじゃないかなと思いますね。もちろん必要なお金は要りますよ。必要なお金は要るけれども、そこが必ずしもネックではないと思います。そんなことしたら、我々予算要求団体になっちゃいますよね。

山内座長 多分前田さんが言っているのは、お金がないからできないねといっているん

じゃなくて、恐らくある意味ではバリューフォーマネーの費用対効果分析みたいな感じだよ。お金をかければ精度は上がるんだけど、お金をかけられないんだったらどこまでどうするんだということを認識しておかなきゃいけないかなということですね。

光多専門委員 日本の行政のバリューフォーマネーを検討する際のお金の使い方というのは、そんなにうまくないと思うんですよ。下手するととにかく外部のコンサルに一括投げちゃうような、これはやはりバリューフォーマネーそのものが疑われる話なので、うまい形でお金を使うという形をどうするかという形を考えないといけないと思いますね。もちろん、前田さんが言われるように、余り本当に複雑な案件で、お金を節約して最後でそのところがむしろ安物買いの銭失いみたいになっちゃもちろんまずいわけなんですけれども、そのやり方はやはりいろいろあると思いますね。

山内座長 さっき光多専門委員が三つに問題をまとめていただいて、スタートをどこからするのかという話、これはまさにさっき、例えばフィージビリティスタディをどう位置づけるのかとか、それから、高橋さんがおっしゃったように、その段階から企業会計と公会計の問題を考えていくかということで、恐らく全体の議論はプロセスとか何とかの方でもう一度やった方がいいんだと思うんですよ。だから、ここではそこまでをこうこうこうすべきだという議論じゃないかと思うんですけども、ただ、もしもそういうものがあった場合には、フィージビリティスタディの段階からバリューフォーマネーみたいなことを考えていくとすれば、やはりこうこうこういう項目を考えていかなきゃいけないとか、その辺のまとめを入れておいた方がいいですね。

それと、目的の話も今さんざんあれした、やはり効率性なんでしょうね。公共性のところまで踏み込んじゃいけないのかな。

光多専門委員 そこもちゃんと少し議論しなきゃいけない。要するにバリューフォーマネーが本当に官と民とのどちらがやるかという判断基準だけであれば、かなりそれはフランスなんかでも割と別途の形でやっているわけだし、だから、日本におけるバリューフォーマネーがどういう目的があるのか、判断基準なのか、それとも、そこが一つ事業につながって、そこを十分検討することによって逆に事業につながって、それで競争的対話が行われ、それが実質的なモニタリングに行われていくという一連の作業の一つの下ごしらえ的な形にするのかという形が私が申し上げた目的、あるいは何でやるのかというのはちゃんとやらなきゃいけない。日本における、逆にいうとバリューフォーマネーの位置づけといってもいいかもしれませんね。

山内座長 でも、前回のポストアプレイザルの議論なんか聞いていると、どちらかというと単純に手法上の比較だけではなくてというのが流れですね。それを具体的に各段階で仮にバリューフォーマネーで計測するとしたときに、具体像というのがまだ我々の手にちよっとないような感じがしますね。

光多専門委員 だから、さっきの仙台市の話みたいに、こういうプロセスの中に入れ込んでいながら、その中でそれをまたいろいろな形で公表しつつ、いったりやったりしながらやっていくという形は、それはやはり事業の中の一つのプロセスの中の一つの位置づけになっているんだと思うんです。

逆にいくと、例えばどこかの自治体ではバリューフォーマネーの可能性調査で予算をとってぽんと丸投げして、数値が出てきたところで喜んだり悲しんだりするという形になっちゃう可能性もあるんですね。

美原専門委員 お金の使い方をわかっていないわけですね。

前田委員 私が申し上げているのはテクニカルアドバイザーですよ。あそこをやらずに作文だけをやっているわけですから。テクニカルアドバイザーはもっとお金を払わないと無理です。それはもう業務分析です、本当は。

光多専門委員 可能性調査のときはテクニカルが入らなくてね。そういうケースが多いんですよ。

前田委員 専門家を入れないと無理です。

高橋委員 ちょっと今の議論について、前田委員がおっしゃっていたテクニカルアドバイザーということは、PFIになるということが決まってからの話じゃなくて、そもそも。

前田委員 その前です。

高橋委員 その前ですよ。だから、本来、公共がやるべきサービスなり、事業なりにはそういう検討が欠かせないんですよと、こういうことですよ。

前田委員 そうです。だからB/CとPFIについて、フィジビリティスタディのところ弱いから、振れ幅がものすごく大きいんですよ。そこでしっかりやれば、その段階でリスクワークショップができると思うし、仙台市さんのおっしゃっているようなことだってできると思います。

高橋委員 先程来のサービスコストといいますか、アドバイスに対するサービスコストの議論はPFIでできないということではなくて、本来かけるべきところはきちっとかけた上で、事業としての可能性を詰めた上でバリューフォーマネーの計算に入って意味が出

てくるんだと。

光多専門委員 だから、この段階でテクニカルを入れるというのは、行政の人がテクニカルを使えなきゃいけないですよ。使えないから、いわゆるプロセッサアドバイザーといいですか、その可能性調査計算アドバイザーかなんかに任せてやっちゃうので、だから、テクニカルアドバイザーを行政の人はちゃんとそこをうまく意識を持って使うという形が大前提ですね。

山内座長 大体の流れでは、行政が期待している答えを出そうとするようなケースもなきにしもあらず。

前田委員 前回のまとめの黒ポチ2番目の真ん中で、「むしろライフサイクル全体を民間にゆだねるということが、VFMの源泉の大きな要素ではないかと言える」ということで、これは具体的にどういうものでしたっけ。

町田参事官 これは最後に光多先生がおまとめになった三つのうちの一つでございます。

前田委員 またこれは算数なんですけれども、これが重要だと思うから、そういう議論になるけれども、これは書いてあるとおりだと思うんですけれども、もうちょっと、これだけだとちょっとわからないから説明していただければ。

光多専門委員 これはPFIの一番基本じゃないですか。基本の話に戻って。

前田委員 これだけの言葉ではわからないから。弁護士というのは簡単なんです。法律の適用がなくなりますから、調達のところは全部法律の規制、自治法とか会計法が絡まりませんので、最も合理的な調達ができる、仕組みに歪みがなくなる。それは簡単なんですけれども、それでは話がきつと済まないから、どうしたものかなと思っていました。

町田参事官 前回の議事録ですと、19ページから20ページあたりの光多専門委員のご発言の中にライフサイクルの重要性という部分がございます。ほかにもあろうかと思うんですが、ぱっと見て見つかったのは一つそこがございます。

山内座長 今の前田さんが言ったように経済学の言葉に焼き直すと、取引費用、それが一つと、経済学でいうと、範囲の経済とか、あるいは垂直的統合利益というのが出てくるんですけれども、その辺のことがそこはかたなく幾つかわかればいいということ。

宮本専門委員 僕の言葉で言えば、リスクの適正なトランスファーなんですよね。だから、事業過程を分けることによってその間にリスクが発生しているわけですから。

山内座長 論点のまとめの中で、その辺少し説明はしてもいいのかもわかりませんね。それで、大体時間があれなんですけれども、ほかに何か。

宮本専門委員 さっきの事業の必要性の話なんですけれども、今までの事業というのはB / Cだとかというレベルの話はほとんどない事業なんですね。だから、道路だとか、そういうことだったら当然B / Cという、それがいいかどうかは別として、そういうような検討がいるというのは間違いないと思いますけれども、それ以外の視点からの事業の必要性というのを検討しているので、それをB / Cという表現になったらちょっとミスリーディングになっちゃうのかなと。

山内座長 ただ、いわゆるパブリックマネジメントの議論の中では、何か事業を興すときには必ず費用対効果なんですよ。その意味での費用対効果であって、B / Cじゃない。そのほかいかがですか。

高橋委員 議論の、先ほど大枠の中で、管理者が本来自分でなすべき事業の選定のプロセス、そこからだんだん進んできてP F Iに入っていくかという、そこをどこで仕切って今回の報告なり議論につなげるといいますか、枠を固めるかということと同時に、やはりV F Mを続けて、深くプロセスもかかわってくるんでしょうけれども、V F Mの計算のところ、まず段階別で見ますよね、設計建設段階、運営段階、あるいは金融費用、前のガイドラインではそういう分け方をしていたんですが、その大枠を議論の前提としてある程度最初に話しておく必要があるんじゃないかと。

リスクに関していえば、従来のP S Cがなかなか入ってこないといいますが、公共側の議論の中でリスクの認識というのはほとんどないわけで、ここはここで議論をして提示をするということなんですけれども、リスクの検討の仕方も各プロセスごとにリスクはあるわけですが、そういうことは別にP S Cといいますが、公会計に近い形で各段階別のコスト積み上げのところはそれでやっておいて、リスクを全体で議論をして、前のガイドラインでは全く最後じゃないですけれども、最後の方でリスクで計算して補完をするというような位置づけで、中身については非常にあいまいで、確かに議論も進んでいなかったからやむを得ないところがあったんですが、そういうことですか、要するにコスト比較方式であれ、キャッシュフロー方式であれ、ある程度様式、計算の方法を念頭に置いた格好で今後議論を進めていかないとなかなか散漫な格好になってしまうので、その基本的なところ、どういうふうにとらえるんだと、源泉とも関係してきますが、しておく必要があるのかなと思います。

山内座長 このワーキンググループの取りまとめの絵姿ともいろいろ関係してくると思うんですが、今のお話は、あるいはこれからワーキンググループをどういうふうに進める

かということに非常に大きく関係しますので、そちらの方も少し議論を加えて今のお話を進めたいと思うんですけれども、具体的には次回からどうしようかという話をこの後ご相談しようと思いますけれども、それと同時に、その前に今日までの段階で位置づけというのをかなり皆さんの意見が出されて明確になってきたことがあって、その辺は今までのガイドラインと違う形で我々は提示しなきゃいけないということでございます。

もう一つ、PFIの源泉というのはどこにあるんだという議論が前回あって、まさに今そのことをそもそも論から立ち返ると、高橋委員がおっしゃったようなことで、それぞれについて考えていく必要がある。それをまずまとめていきましょうということですね。議論の方向としては我々間違っていないかと思うんですけれども、もう一つのポイントは、ではどこまで具体性をもってそれをやるのかということだと思うんですね。それで、今、高橋委員がおっしゃったのは、例えば前回のガイドラインで具体的にこういうふうに計算しなさいまで一応言っているんですが、それを念頭に置いて少し議論しておかないと細かいところを見逃すことがあるといいましょうか、基本的には大まかな方針とか、大まかな論点というのがこの2回ぐらいで大体詰められたのではないかというふうに思っているんですね。それで、おっしゃるような形の具体的なことを含んだアウトプットというのが恐らく来年の3月ぐらいまでに出せればいいのかということだと思うので、今日はそのところはテイクノートしていただいて、まさに今回の指摘でそういうものがありましたということ的前提として、これから具体的な方向に入っていこうということになっております。

そこで、何を次に段階としてやろうかというご相談なんですけど、今回いろいろ仙台市とかを初めとする自治体の事例なんかを指針を具体的に見たわけですけども、もうちょっとその方向でいくと、具体的に自治体の方からいろいろお話を聞いて、実務的にどうしているのかということとか、それは理念とどういうふうに結びついているのかなんていうことを明らかにするというのが一つの手かなというふうに思うんですね。これは、皆さんがよろしければなんですけれども、次回あたりでその辺の調整をして、自治体の意見を聞いたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。その場合に、やはりかなり進んだ自治体の方がいいのかなというふうに思いまして、一つは神奈川県のようにこの専門委員会の委員、PFIの専門委員も務められている県があるので一つの候補になろうかなというふうに思います。それからもう一つ、適当な自治体があればと思いますけれども、いかがですか。

美原専門委員 仙台市でいいと思います。マニュアルがよくできているから。

山内座長 仙台市、なるほど。では、仙台市がちょうどいいのでお願いして、基本的に神奈川県と仙台市あたりということで。

それから、私の感覚であれなんですけども、フランスのことというのは、今まで我々はイギリスのことばかり頭にあったものですから、さっき光多専門委員とか美原専門委員からフランスの情報をいただいているので、その辺もうちょっと、フランスのあれを共有するような場を設けるというのも一つの手かなと思いますけれども、いかがですか。

美原専門委員 いいですけど、どれをやりますか。

山内座長 それはお2人の専門家にちょっとプレゼンテーションとしていただければ本当が一番ありがたいんです。

美原専門委員 それはかなり翻訳していますから、可能です。

山内座長 どうしますか。光多専門委員も美原専門委員もご専門家でいらっしゃるんだけれども、その辺は分担というか。では、基本は美原専門委員にやっていただいてコメントは。

光多専門委員 私が調べたのはほとんど美原さんのところに出していますので。

山内座長 そうですか。では美原専門委員に基本的にプレゼンテーションしていただいて、コメントは光多専門委員ということで、フランスの取り組みなんかも、これは次回で大丈夫ですか。

美原専門委員 いいです。

山内座長 ヒアリングと時間的に大丈夫ですか。

荻野参事官補佐 そこは調整です。

山内座長 わかりました。基本的には次回ヒアリングとフランスのことについての議論をするということにさせていただきたい。具体的なことは結構出てくると思うので、まさにさっき。

光多専門委員 フランスはいいんですけども、フランスのVFMというかPPPそのものがどういう位置づけかということから本当はやらないと、フランスのそこだけやると誤解を招くかもしれませんね。

山内座長 バリュフォーマナーのところだけ持ってきてもしようがない。

光多専門委員 ええ。多分美原さんのところでそういうことも全部。

山内座長 すみませんけれども、そういうものは我々基本的に知識がないという前提で

少し根本のところからご説明をいただければと思います。

先ほど言いかけてきたけれども、具体的なところはまたいろいろヒアリングを通じて出てきた問題を加えながら、しかも前回のガイドラインの内容を前提としながら具体的ところをちょっと考えていきたいと、その次ぐらいからということにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

ということで、あれですが、日程調整をしますか。次回の日程の調整をするわけですが、これは幾つか候補日がありまして、というのは、今日は小幡委員と松本委員がご欠席でいらっしゃるので、私とその二方との日にちが合うのは候補日としてはあるんですね。それで、皆様のご都合のいい日を挙げていただこうと思うんですが、一番いいのはどの辺でしたっけ。12月7日の午後というのがあるけれども、これは一つ候補ですか。

町田参事官 ちょうど事務局はそのころ予算等の都合でバツが入っている形になりますので。

山内座長 事務局的にいうどの辺がいいんですか。

町田参事官 5日、7日以外の方がいいかなという感じがしますが、ただ、それは委員の皆様のご都合を最優先で。

山内座長 今候補が11月ですと24日の金曜なんですけど、ちょっとこれも無理かな。11月じゃなくて、12月1日というのはいかがですか、金曜日ですけども。大丈夫ですか。そのほかの方、よろしいですか。では、一応一つの候補を12月1日にして、もうちょっと聞きたいんですが、5日の週はやめて、その次でもいいですか。12日の週でもよろしいですか。12日の週は12日火曜日というのが一つの候補になるんですが、これはいかがでしょうか。午前、午後から夕方まで、どこでもあれなんですけど、ご都合の悪い方いらっしゃいますか。それと、14日の木曜日ですね、これは。午後というのはいかがですか。光多さん、いかがですか。大丈夫ですか。そうすると、14日はお一人ということで、15日の金曜日いかがですか。これも午後です。

前田委員 この週は僕は全部だめです。

山内座長 この週全部だめ。そうすると、12月1日の金曜日というのが一番妥当な線でしょうかね。

荻野参事官補佐 そこを第一候補にさせていただいて、あと、自治体の方のご都合をちょっと早急に掌握して、もしここが全然どなたもだめということであればまた後ろも検討させていただきたいと思います。

山内座長 では一応そういうことでお願いいたします。

町田参事官 それであれば、念のため、5日、7日の皆さんのご都合も聞いていただいた方が。

山内座長 12月5日の週は、5日の火曜日の午前中はいかがでしょう。ダメですか。夜はいかがでしょう。夕方、16時ぐらい。

光多専門委員 ダメです。

山内座長 だめ。12月7日木曜日というのはいかがでしょう。

美原専門委員 ちょっとありません。

山内座長 いらっしゃらない。でも、フランスの話があるから美原さんがいないと。という状況で、では1日が第一候補ですね。それで、これはヒアリングですので、先方のご都合があると思いますので、それを事務局の方でまとめていただいて、再度日程を調整いただければと思います。

それでは、まだちょっと時間はありますけれども、何かご発言ありますか。

よろしければ本日はこの辺で閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。